

3月26日(火)から31年度障がい者タクシー利用券の申請を受け付けます

- 対象:自動車税、軽自動車税の減免または有料道路通行料金の割引を受けず、次の条件に該当する人
  - 小型タクシー…①身体障害者手帳の交付を受け、(ア)視覚障がい1級・2級または(イ)肢体不自由1級・2級(上肢機能障がいのみを除く)および(ウ)内部機能障がい1級 ②療育手帳の交付を受け、総合判定A1・A2 ③精神障害者保健福祉手帳(写真貼付)の交付を受け、障がい等級1級
  - 福祉タクシー・リフト付福祉タクシー…車を常用し、①の(イ)(ウ)に該当する人
- 申込み:身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳(写し不可)を持参し、障害福祉課(本庁舎1階)、東部・西部保健福祉センター、各支所、本神崎・一尺屋連絡所へ。

☎ 障害福祉課(☎537-5786)

健康保険の「任意継続被保険者制度」をご存じですか

会社などの健康保険に継続して2カ月(共済組合は1年)以上加入していた人が退職した場合、引き続き2年間同じ健康保険の被保険者(任意継続被保険者)になることができる制度です。

手続きは、退職日の翌日から20日以内に保険者(住所地の全国健康保険協会または所属していた健康保険組合)に申請してください。

詳しくは、全国健康保険協会大分支部(☎573-5630)または各種健康保険組合へ。

☎ 国保年金課(☎537-5736)

住宅地や住宅地に近い場所での農業使用にご注意

農業を住宅のそばで使用する場合は、次の点に注意してください。

- 農業使用量や回数の削減 ●農業の使用量の厳守 ●飛散しにくい農業や機材の使用 ●散布は無風・風の弱いときに行い、風向きやノズルの方向に注意する ●地域住民への周知 ●使用した農業を記録し、一定期間保存

☎ 生産振興課(☎537-5770)

「緑の募金」にご協力をお願いします

4月30日(火)まで自治会などを通じて募金を受け付けています。募金は、公共施設の緑化や森林づくり、国際ボランティア活動への支援などに活用されます。

☎ 公園緑地課(☎537-5975)



31年度固定資産税(土地・家屋)の価格等縦覧帳簿をお見せします

自己の所有する固定資産の価格を、他の土地や家屋の価格と比較することができます。

- 期間:4月1日(月)~5月7日(火)(土・日曜日、祝日を除く)
- 時間:午前8時30分~午後5時15分
- 場所:資産税課(第2庁舎3階)、東部・西部資産税事務所
- 縦覧できる人:固定資産税の納税者、代理人、納税管理人、相続人
- 縦覧に必要なもの:本人確認ができる運転免許証やマイナンバーカードなど
- その他:この期間に限り、名寄帳兼課税台帳の閲覧が無料となります。また、31年度納税通知書は4月5日(金)に発送予定です。詳しくは、資産税課(☎537-5610)へ。

はり、きゅう、あんまなどの補助制度の申請を受け付けます

市指定の針灸院で、はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧を受ける場合、施設利用者証を提示すれば1回につき1,100円の助成が受けられます。

- 対象:65歳以上
- 利用回数:年度内30回(1日1回限り)
- 申請に必要なもの:申請者本人の印鑑、身分証明書(運転免許証など)
- 申請窓口:3月15日(金)から長寿福祉課(本庁舎1階)、東部・西部保健福祉センター、各支所、本神崎・一尺屋連絡所で受け付けます。

☎ 長寿福祉課(☎537-5747)

お知らせ

31年度の市税に関する証明書の発行日をお知らせします

- 所得証明書、市民税・県民税課税証明書:●市県民税を特別徴収により納付している人(市県民税の全額を勤務先の給与から天引きにより納付している人)…5月20日(月) ●市県民税を普通徴収により納付している人(市県民税の一部または全額を納付書や口座振替で納付している人)、市県民税を年金から天引きにより納付している人、親族の扶養になっている人…6月7日(金) ※6月7日(金)から窓口が混雑しますので、余裕をもって来庁してください。なお、発行日は変更する場合があります。
- 資産関係証明書:記載事項(評価)証明、記載事項(公課)証明、無資産証明、名寄帳など…4月1日(月)
- 場所:税制課(第2庁舎3階)、税証明窓口(3月20日(火)までは第2庁舎1階、3月22日(金)からは本庁舎1階)、東部・西部資産税事務所、各支所、各連絡所 ☎ 税制課(☎537-5673)

自転車ルールを守りましょう

自転車は、多くの人々が利用できる便利な乗り物です。運転するときは、交通ルールとマナーを守り安全運転を心掛けましょう。

- 自転車の交通ルール:①自転車は車道が原則、歩道は例外(13歳未満は歩道通行可など) ②車道は左側を通行 ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行 ④安全ルールを守る(並進の禁止、夜間のライト点灯など) ⑤子どもはヘルメットを着用
- その他:自転車の走りやすい走行空間を確保するため、自転車が走る位置や進行方向を示す「自転車誘導サイン」の整備を進めています。

☎ 都市交通対策課(☎537-5973)



市民図書館からのお知らせ

建築家 磯崎新さんから寄贈された本の特設コーナーができます

世界で活躍する、大分市出身の建築家 磯崎新さんから、自身が所蔵していた書籍を市に寄贈していただきました。そのうち約1,000冊を、市民図書館(J:COM ホルトホール大分2階)の特設コーナーで閲覧できます。ぜひ、ご覧ください。

閲覧開始日:3月16日(土)



☎ 市民図書館 ☎576-8241

このコーナーでは、市民図書館が所蔵している新刊を紹介いたします。



小学生になったら図鑑

長谷川 康男:監修 ポプラ社

小学校ってどんなところ? どんなことをするの? 友達できるかな? 4月から小学生になる子どもたちは、新生活に希望と不安でドキドキしているのではないのでしょうか。この本には、小学校生活にまつわるさまざまな情報が満載です。保護者へのアドバイスもあり、家族で楽しめる本です。

大人の礼服とマナー

文響社

年度末の3月は、転勤や退職、卒業や進学などのさまざまな理由でセレモニーや食事会の機会も増えるのではないのでしょうか。この本は、冠婚葬祭、子どもの卒業式や入学式で大人の女性が押さえておきたい礼服の知識やマナーについてまとめられています。



人権・同和教育シリーズ 484

人の生き方を考える



消せない過去…

わたしにはずっと後悔していることがあります。それは、中学生の頃のことです。わたしは、活発で多くの友だちがいました。中学生になってもすぐに他の小学校区の人と仲良くなり、特にみか(仮名)さんとは家に遊びに行き、ご両親からも良くしてもらったほどでした。ある日、母が「みかさんってどんな人? どこに住んでいるの?」と聞いてきたのです。「なぜそんなことを急に?」と思ったのですが、質問に答えました。すると、今まで穏やかだった母の顔はこわばり、その硬い表情のまましばらく無言でいたのです。その様子から、わたしは「母は、彼女とは付き合って欲しくないと思ってるのだ」ということを感じ取り、それから何となくみかさんを避けるようになっていったのです。自分も年齢なりに人権について学ぶ機会を重ねて、自分自身を振り返ることができるようになりました。あの時、何気ない日常生活の中で、いつの間

差別意識は人から人へ、大人から子どもへと引き継がれます。2016年12月16日に、部落差別解消推進法が施行され、現在もなお存在する差別の解消に向けた取り組みを推進しています。大人として親として、差別を次の世代に引き継がないために、一人ひとりが学習を積み重ね、確かな認識を持つことが求められています。

わたしの心に、ある場所や人に対するマイナスのイメージが刷り込まれていたのです。そして、そのイメージと母の言葉や態度がびたっと一致して、わたしは彼女を避けてしまったのです。今思うと、本人に責任の無い「生まれ」を理由に彼女を避けてしまったわたし。もし、みかさんやご両親がそのことに気付いていたとしたら…。彼女に悪いところは何もありません。昔に戻ってやり直したい、でもどうすることもできないことに今でも苦しい思いになります。差別は、された側はもちろんだということを感じたのです。四月から娘が中学生になります。娘には、わたしのような後悔をしないためにも、友だち本人をきちんと見てほしい。偏見を持たず、うわさをそのままうのみにしないでほしい。しっかりと差別について学んで、正しい判断をしてほしい。そして、差別に気付く人になつてほしい。だから、娘にまずこの話とわたしの思いを伝えようと思います。